

日本学界におけるイギリス中世史料論研究の動向 — 中世初期・盛期を中心に —

森 貴 子 (西洋史学研究室)

(平成18年6月2日受理)

New Attitudes Towards Historical Sources: A Recent Historiography of British and Irish Medieval Studies in Japan Takako Mori (Western History)

はじめに

歴史研究において、史料の持つ重要性はいうまでもない。われわれは、過去の痕跡たる史料を通じてのみ、過去に接近することができる。そして近代歴史学の成立以来、その史料をしかるべく扱うために、史料批判の技術が積み重ねられてきたのである。実証研究の前提となるこの「史料学」は、史料の類型化、形式批判などの作業を通じて、史料に記された情報の真正性を吟味することを、究極の課題としていた。

ところで、近年の史料に対する歴史研究者の態度は、以上の枠を越えた新たな面を有しているように思われる。つまり、従来はもっぱら「史料学」で真正とされた情報を利用することに関心を集中させてきたのに対し、偽文書を含めた多様な史料を、おのおのの歴史的文脈に位置づけて理解しようと試みているのである⁽¹⁾。この動向は、検討対象となる史料の幅を広げると同時に、従来とは異なる次元での史料の読解を可能にする。伝来史料の限られた中世に関してはとりわけ、この「史料論」研究の持つ可能性は大きいといえよう。

そこで本稿では、筆者の研究分野であるイギリス中世史に関して日本学界での動向を整理し、成果と課題を指摘してみたい。その際、検討の中心を中世初期から盛期についての業績に限定する。中世後期については多彩な類型の史料を用いた多くの成果があげられているが、ここで十分に扱うことはできないので、別の機会に譲りたい。

それではまず、欧米学界の状況に簡単に触れておこう。

(1) 欧米学界の動向

われわれが史料とする、ある特定の記録はどのような

社会状況のなかで生まれ、いかに機能したのか。記録をとりまく環境を包括的に議論し、今日の史料論研究の画期となったのは、1979年に初版が刊行された、M. T. クランチャー『記憶から書かれた記録へ—1066年から1307年のイングランド』であろう⁽²⁾。ここでは、王国統治実務の展開にしたがって、12世紀以降に文字利用の機会が圧倒的に増加したことが指摘されている。同時に、こうして生みだされた記録の具体的機能と保管、そして記録が機能する背景としての読み書き能力の発展や文字に対する人々の態度・メンタリティの変化などが本格的に論じられている。

この議論は、多様な視角からの記録へのアプローチを呼び起こした。たとえば、R. マッキタリックを中心とするグループは、イングランドを含むヨーロッパの中世初期を対象として、多様なレベルでの読み書き能力のあり方と、記録の持つ象徴的あるいは実用的機能を、それぞれの地域の社会的・文化的文脈のなかに位置づけようとしている⁽³⁾。また、クランチャーの書物のタイトルが、口承による記憶から記録へという直線的な発展の印象を与えるのに対し、両者の補完関係を強調しているのがP. ギアリである。記憶はある時点で記録化されるが、それは聴衆の面前で読み上げられ、彼らの記憶に残ることで、将来にわたる有効性を保証されたというのである⁽⁴⁾。こうして記録に対する理解が深まるにつれ、歴史史料としての取り扱い方が多様化すると同時に、そこに向けられるまなざしが繊細になっていったことは間違いない。P. ワーマルドは、ノルマン征服後の在地領主が戦略的に領主裁判権を主張したとする仕事のなかで、一方では改竄を指摘される文書に改竄者の状況認識が反映される場合があり、他方で真正とされる記録が操作された証言

に基づく可能性も指摘している⁽⁵⁾。もはや史料、そしてその伝える情報を、真正対偽物、客観的対主観的といった截然たる区別で論じることは、当然視されなくなったのである。

(2) 日本学界の現状

史料をめぐる欧米学界での議論の深化に対し、わが国のイギリス中世史研究者の間でこうした問題関心が顕在化するのには、それほど古いことではない。たとえば鶴島博和は1998年に、日本の西洋史研究の盲点として史料論の欠如をあげている⁽⁶⁾。その後、2001年4月に鶴島自身が企画して「日英中世史料論シンポジウム」が開催され⁽⁷⁾、また『史学雑誌』の「2003年 回顧と展望」では、中世イギリスについての研究動向整理を担当した直江眞一が、史料論研究の活発化を指摘している⁽⁸⁾。さらに2004年には「史料」をタイトルに掲げる二つの論文集が相次いで刊行されたが、そのなかには史料に対する斬新な見方を提示している論文が数多く含まれている⁽⁹⁾。

このように、近年になってやっと、日本の中世史家たちは新たな史料論の意義に注目するようになった。そこで本稿では、おおよそこの10年間を対象に、史料論的観点から具体的にいかなる仕事が積み重ねられてきたのかを探ってみることにしたい。その際、「史料論」の定義としては、近年この分野に関して積極的に発言を行っている岡崎敦の見解を参考にした⁽¹⁰⁾。岡崎によれば、史料論研究とは何よりもまず、過去の痕跡全てを歴史学の対象としての「史料」としたうえで、史料の存在自体を歴史情報として捉えると同時に、そこから可能な限り豊かな情報を汲み取ることを目的としている。したがって、そこには、「確実な史料テキスト」を歴史学に提供する歴史補助学としての「史料学」以上のものが含まれているのである。また、史料と現実との関係を自明視せず、史料の主観的性格を認識したうえで、それを歴史的文脈との関係で問い直すという、史料と歴史学の間をめぐって省察が、その背後に存在することも忘れてはならない。

1. 聖人伝研究の活況

(1) プロパガンダとしての利用

さて、まずは中世初期から見ていこう。近年この時期を対象とした研究が陸続と発表されているが、こうした

活況を支えている史料が、聖人の生涯や奇蹟譚をとりまとめた聖人伝である。かつて聖人伝は文学作品として位置づけられ、歴史史料としての価値を疑問視する声も出されていた⁽¹¹⁾。しかし最近では、その内容が指し示している時期の史料ではなく、実際に執筆された時代の証言と捉え直されたうえで、頻繁に活用されている。

この動向が最もよく現れているのは、アイルランド中世史研究であろう。7世紀に四編の聖人伝（『聖ブリジッド伝』、パトリックの聖人伝二編、『聖コロンバ伝』）を伝来させているアイルランドについては、この時期に他の史料に乏しいためもあって、聖人伝の解釈を中心に仕事が進められている。その特徴は二点にまとめられよう。一つは、これらを聖人が生きていた時代の史料としてではなく、執筆時点の7世紀の社会を伝える証言と捉えていることである。もう一つは、史料の性格を、伝記執筆者の社会的・政治的なプロパガンダの記録と見なそうとする点である⁽¹²⁾。たとえば田中美穂「アダムナーンの『聖コロンバ伝』における聖人像—聖人伝の執筆意図をめぐって—」は、アイルランドの王家出身で、スコットランドのアイオナ島に修道院を創設したコロンバについて、その死後1世紀に同修道院の長であったアダムナーンが執筆した『聖コロンバ伝』を素材に、以下のように論じている⁽¹³⁾。すなわち、聖人伝には、コロンバが予言や聖別の儀式などを通じて世俗権力者たちと関係を持っていたことを示すエピソードが散見されるが、特に注目し値するのは、修道院がアイルランドのみならずスコットランドやノーザンブリタニアの王権にも強い影響力を持っていたという主張である。田中によれば、これは伝記執筆者であるアダムナーンが、執筆当時の政治状況をよく把握したうえで、修道院の権威をブリタニア北部にまで拡大するために行ったプロパガンダであったという。つまりアダムナーンは、彼の時代のアイオナ修道院と各王権との良好な関係およびそのさらなる展開への期待を、コロンバの時代に投影させ、聖人の言動を通して表明しているというのである⁽¹⁴⁾。

次に、アイルランド聖人伝に現れる奇蹟の型を比較分析し、聖界内部での勢力闘争に光を当てた田中真理の仕事が注目される⁽¹⁵⁾。これは、前述の聖人伝四編を中心に取り上げ、それらに描かれた奇蹟を、聖人と神との直接的コンタクトを示す「垂直的奇蹟」（予言、予兆な

ど)と、聖人による人間社会への影響を表す「実用的奇蹟」(扶助と懲罰)とに分類し、比較したものである。そして各聖人伝の間で頻出する奇蹟の型に認められる相違は、各聖人を擁する修道院・教会が、自らの事情にしたがって、弱点補強あるいは長所強調のために聖人が起こす奇蹟を利用した結果だという。執筆当時の7世紀にアイルランドで激化していた修道院・教会の勢力争いのなかで、聖人伝は聖人の正当性や力を説いて、その勢力範囲を広げるための宣伝道具であり、聖人が起こす奇蹟は修道院・教会の主張を反映していると結論づけられる。

安孫子郁子「ベダと『聖カスパート伝』一七～八世紀ノーザンブリアにおける聖カスパート崇敬を通じて」は、アイルランドと関係の深かったノーザンブリアについて、やはり聖人伝を史料に、その激動の時代を描写している⁽¹⁶⁾。すなわち、720年前後に制作されたベダの著作と、それより20年ほど前に聖人の死後まもなく執筆された逸名の伝記とを比較して、前者が、聖人のローマ的キリスト教徒としての性格を強調することを意図していたとする。もともとカスパートはアイルランド的キリスト教を享受した人物であったが、664年開催のウィットビ教会会議の決定にしたがってローマ的キリスト教を受容した。彼が司教に叙階されたリンデスファーン教会も、もともとはアイルランド的キリスト教の拠点であった。そして実のところ、7世紀末時点のノーザンブリアは、未だアイルランド的キリスト教とローマ的キリスト教が混在した状況にあり、そのなかで両極性を兼ね備えて生きた聖人の人物像を伝えるのが逸名の伝記なのである。しかしローマ的キリスト教の強力な論客であったベダにとって、これは大変不都合なことであった。したがって、逸名の伝記からわずか20年後に、改竄とまで称される内容変更を伴いながら、自らの手で望ましいカスパート伝を記したというのである。

(2) 女性史での利用

以上のような動向のほかに、女性史の素材としての利用可能性を指摘した仕事もある。田中真理「大陸のアイルランド聖女—『韻文聖ブリジッド伝』の叙述—」は、9世紀に大陸でアイルランド人が執筆した聖女ブリジットの韻文での伝記を取り上げ、これがアイルランドの政

治的事情から解放された聖女の姿を描いていると論じている⁽¹⁷⁾。ブリジッドのアイルランドでの描写や大陸の他の聖女伝とも引き比べた結果、そこからは、アイルランド的快活さとカロリング・ルネサンス的柔軟さを兼ね備えた女性像が明らかになるという。ことに聖女の身体的美といわゆる女性らしさの強調は、韻文という自由度の高いスタイルと大陸では外来のブリジッドを対象とすることで、実現したと見ている。

以上、中世初期アイルランドを中心とする聖人伝研究では、伝記は執筆者の主観や現実認識に基づいた主張を表明するものという立場から、豊かな仕事が生みだされている。当然のことながら、ここでは、他の史料類型(法、年代記など)を援用しながら、記録作成者のおかれていた環境を解明する努力が前提とされている。特定の社会的文脈のなかで、執筆者がなぜそのような内容の記録を作成しなければならなかったのかと問うことで、聖人伝を、今度はその社会状況をよりいっそう深く解明するための新たな史料とすることに成功しているといえよう。

ただし、問題点として、古典的な意味での史料批判が手薄な場面が見られたことを、指摘しておかなければならない。伝記の伝来状況や史料としての編纂方法が必ずしも明確にされていない仕事があり、そのことは、聖人伝が執筆者の生きた社会を何らかの形で映し出す、という主張への信頼を揺るがすことにもつながりかねない。たとえば安孫子が扱ったベダの著作は、オリジナルで伝来しているのか、複数の写本から復元されているのか。この点の説明が論文中に見あたらなかった。後代の写本しか残っていない場合には、それをベダの意図が直接反映されたものとするには、問題があろう。また、田中真理の聖女ブリジッド研究で、大陸の特徴を際だてるために比較利用されたアイルランド起源の伝記はオリジナルが残っておらず、伝来している25写本は「全て大陸に存在」する、とされている⁽¹⁸⁾。それら写本間の関係やオリジナルとの距離が解明されない限り、これを即座にアイルランド的性格を示す史料と捉えることには、不安を感じざるをえない。

2. 文書史料の再検討

次に、文書を利用した近業について見ていこう。インゲ

ランドにおいて、ローマ的キリスト教受容後ほどなくして、7世紀頃から作成され始めたのが、権利譲渡文書である。これはもともと、王による教会への恒久的な財産・権利譲渡を確実化するために発給されていた。その後この文書は俗人への土地譲渡にも用いられるようになり、さらに王以外の主体（ことに教会）が王文書の形式にしたがって発給した私文書も増加していくことになる⁽¹⁹⁾。

(1) 文書の保管と伝来

叙述史料とは異なり、より客観的な事実を示しているはずの文書が、イングランド社会の権力構造や政治状況を再現する貴重な史料として注目されてきたことは間違いない⁽²⁰⁾。また、歴史科学の一般史料である文書をさらに適切に取り扱うために、その真偽を吟味する作業が進められてきたし、その過程で、作成の具体的仕組みといった文書をめぐる社会的環境が明らかにされてきた⁽²¹⁾。さらに近年では、作成された一葉の文書が保管され、時間の経過と共に転写などの操作を受けて伝来していく過程にまで関心が寄せられており、それが、おのおのの時代において文書が持っていた意味の解明につながっている。鶴島博和は、(大)司教座聖堂に伝来する文書集成(カーチュラリ)二冊を用いて中世における文書庫の有り方を復元し、12世紀から14世紀にかけて保管形式が徐々に整備されていく様子を描写している⁽²²⁾。12世紀後半以降の文書数の劇的な増加に応じて管理技術も成熟していったとする鶴島は、こうして文書庫組織を長期的に検討することで、中世文書主義の展開に新たな光を当てている。

(2) (偽)文書作成と教会の戦略

最近の議論のもう一つの特徴は、これまでさほど注目されてこなかったか、あるいは無視されてきた性格の文書を検討対象としていることである。たとえば2004年の論文で筆者は、ウスター司教座関連文書について、10世紀以降に日常語である古英語での記載が増加することの意味を再検討した⁽²³⁾。ラテン語使用が前提の文書に古英語が入り込むという事態は、これまではラテン語能力の低下として、消極的に捉えられる傾向が強かった。しかし古英語での記載箇所を分析した結果、これが所領の現場に密着した詳細な情報を伝えていたことが明らかと

なる。そこから、俗人との土地をめぐる頻繁な接触を社会的背景に、文書作成者である司教座が、現地調査などでのやりとりを古英語で書き留めるようになったと推測できる。また、俗人の古英語リテラシの再評価という近年の研究動向を考慮すれば、古英語での記録が効力を持つ社会的範囲はかなり広がったと考えられる。したがって、文書での古英語利用は、日常語の持つ機能性と広い適応範囲を生かしながら所領の積極的経営を目指す、司教座の姿勢を表現したものと解釈できるのだ。

また、文書のうちで、数多く伝来しつつも歴史研究の対象からしばしば除外されてきたのが、偽文書である。ところが近年の歴史学における史料概念の拡大・柔軟化のなかでは、それが特定の状況下で誰かに必要とされたという事実そのものを重視して、史料的価値の再評価が進められている。その典型が、中村敦子「ウィリアム征服王イングランド証書のなかの「偽文書」—ウエストミンスター修道院宛証書から—」である⁽²⁴⁾。イングランドでは12世紀前後に偽文書が盛んに作成されたが、現在では、その作成と当該社会との密接なつながりを主張し、真偽の単純な区別の無意味さを強調するのが、研究の水準となっている。すなわち、偽文書作成の要因は、この時代における文字利用と法的観念の発展を背景に、もともとは文書による証拠づけなしに維持されていた権益を保持するために、過去の寄進行為の記憶を文書化したことにある。また、中世における真偽の判断基準は主観的で、文書が記憶を助けそれを証明する限りでは、現代的意味では偽作でも、真実であり有効と考えられていたという。

現在までの偽文書理解を以上のように整理したうえで、中村論文は、そもそも偽作が多いとされるウィリアム征服王発給文書のなかでも、特に高い割合を占めるウエストミンスター修道院宛文書を検討する。そして「偽文書原本」と「真正原本」を比較した結果、偽文書作成当時の12世紀半ばに、作成者であるウエストミンスター修道院が抱いていた、文書に対する二元的な意識が明らかになるという。すなわち、偽作に用いられた字体や証人名は11世紀後半の征服王期を模倣しているが、印璽添付や内容の詳細さは作成時の状況に則ったものである。このアナクロニズムとも言うべき混成状況は、権益がますます文書によって保証されるようになってきた12世紀にお

いて、征服王文書をより時代に適合した形で現実化しようとした修道院側の意識の表れだ、という。修道院の書記は、この時期には王の書記としても活躍していた可能性が高く、修道院はおそらくこの経験を背景に、征服王の証書でありながらも、12世紀的コンテキストにおいて内容・外装の両面で承認されやすい文書を、戦略的に作成したというのである。

同じく中村の仕事として、叙述史料に描写された、文書の機能を扱ったものがある⁽²⁵⁾。近年の史料概念の柔軟化は、叙述史料と文書史料を区別する意味を希薄化しており、むしろおのおのの史料が全体的文脈のなかで理解されなければならない。こうした要請に応えうる格好の史料として注目されるのが、12世紀末作成の「バトル修道院年代記」である。ここには、修道院の所領をめぐる数々の紛争の解決過程で、文書がいかに利用されたかが鮮やかに描写されている。そして実際に年代記の内容に対応する文書が多数見つかったが、近年それらの多くが偽作と判定された。しかし中村によれば、この事実は年代記の意義を損なうものではない。むしろそこから年代記作成者である修道院の（偽）文書に対する意識、それに期待した機能、そしてその限界など多くの興味深い点が浮かび上がってくるという。いずれの場合も、紛争の過程で文書が有力な証拠として提示されているものの、実際の解決は文書の存在自体や真正性には依拠しておらず、文書が有効に機能するためには、その周辺の様々な行為や条件（関係者の宣誓、集会での承認、印璽の添付など）が必要とされていた。すなわち年代記における文書への頻繁な言及からは、文書の必要性の認識とその有効性への信頼が読みとれると同時に、その機能の描写からは、文書の存在だけでは完全に有効な証拠足りないという、12世紀末の時代状況が看取できるのである。

3. 史料の複合的・複層的把握

史料は、現実をある視点から再構成するものと考えられる。とすれば、他の視点から作成された史料との相互関係を問題とすることで、より包括的な社会像に近づくことができよう。また、そもそも一つの史料それ自体に多様な情報が集合・集積しているわけであるから、その複合の仕方と意味を考えることが、新たな歴史研究の素

材となりうる。この項では、複数史料の相互関係の解明や一史料内部の複合的把握から生みだされた、優れた事例を紹介しよう。

(1) 複数史料の相互関係

11世紀のイングランドからは、対象の広さという点でも情報量の多さについても、同時代のヨーロッパでは他に類を見ない記録が伝来している。1086年から87年にかけて、ウィリアム征服王の命によって作成された全イングランド的調査記録『ドゥームズデイ・ブック』がそれであることは、いうまでもない。これほどのスケールの史料になると、その生成過程で派生的に大量の史料群を生み出すことになる。そしてこれら「史料星雲」を体系的・系統的に整理することは、史料学的観点から重要であるのみならず、11世紀イングランド社会の構造を解明するための有力な手がかりとなる。鶴島博和「ロチェスタ・ドゥームズデイ・ブック (Rochester Domesday Book) —その系統的解明と編集—」は、ロチェスタ司教座聖堂に関して伝来しているドゥームズデイ関係史料を比較考察し、それぞれを作成プロセスのなかに位置づけなおす⁽²⁶⁾。そして、宮廷での統一的編集を経た最終形式（＝ドゥームズデイ・ブック）と予備調査段階の記録との間に認められた重大な相違に着目し、ドゥームズデイ・ブックからは消されてしまった、在地領主の所領経営に対する意識や、地域共同体の存在とその機能という特殊イングランド的状况を指摘している。イングランド社会の構造を中世ヨーロッパという歴史的・地理的コンテキストのなかで理解するためにも、史料の生態学を確立する作業が有効であることを示す、好例である。

(2) 「写本集成」における編纂方針への注目

中世の記録は、ある時期に他の複数の記録とともに転写されて、書冊の形で伝来している場合が多い。こうした転写集成は、従来は単なる史料伝来の一媒体とみなされ、それ自体に注意が向けられることはほとんどなかった。しかし、近年の史料への関心の高まりにともなって、転写集成そのものを対象とする考察も進められてきている。

12世紀末にノルマンディのラ・トリニテ女子修道院が作成した文書集成（フランス語ではカルチュレール）に

は、ノルマン征服後に英仏海峡を挟んで存在することになった、イングランド、ノルマンディ両方の所領に関する文書や調査記録がまとめられている。その編纂のあり方から、作成主体である修道院の意図とその社会・経済的背景を探ったのが、藤本太美子「一二世紀末ラ・トリニテ修道院のカルチュレールをめぐって—クロス＝チャネル・エステイトの構造解明のために—」である⁽²⁷⁾。藤本は、他の経路で伝来している文書とも比較しながら、カルチュレールに収録された文書の選択基準、その配列規則、見出し、レイアウトを検討することで、作成の背景に迫っている。そこから浮かび上がってくるのは、海峡を挟んで存在した所領を一体的に把握しようと奮闘する大領主の姿であった。藤本論文は、文書そのものへの注目というよりも、その集成のあり方を問うことが歴史研究の新たな素材となる典型的な例として、前項「文書史料の再検討」とは別に整理しておく。

直江眞一『『グランヴィル』の伝来状況—法書の法的性格をめぐって—』は、イングランド中世を代表する法書『グランヴィル』を取り上げ、写本集成における前後関係への注目から、その法的性格を再検討している⁽²⁸⁾。従来の理解では、法書とは、法学者などによって私的に編纂された法の記録であり、公的性格を持たないがために裁判官を拘束するものではない、とされていた。直江論文は、『グランヴィル』写本集成者の意図を明らかにすることで、この理解に修正を迫った。ヘンリ二世の国王裁判所における訴訟手続の解説書として、12世紀末に執筆された『グランヴィル』は、現存する42写本中、7割以上が集合写本の形をとっている。そこで、それぞれの集成の作成年代を確定したうえで、『グランヴィル』と共に収められた記録や集成者による前書きなどを精査した結果、以下のように結論づける。すなわち、新たな裁判実務書による補完を受けながらも、依然として実務の手引き書として機能していた13世紀、中世初期から盛期に至る諸法典の年代順集成のなかで、歴史的関心を寄せられていた14世紀というように、『グランヴィル』の実際上の役割には時代的变化がある。しかし、これが時代を通じて「イングランド法の書」、「法廷の書」、「ヘンリ二世の諸法」などと呼ばれていることから、執筆直後の12世紀末以降14世紀まで一貫して、他の法源と同様に理解されていたことがわかるのである。

(3) 複数層位の解明

写本集成が最初から複数記録のとりまとめという意図のもとで編纂されたのに対して、一つのテキストのうちに年代・対象地域などを異にする情報が、それと明示されないままに堆積している場合もある。そして、それらの層を見極め意味づけることで、一つのテキストを動的に利用する試みも進められている。ここでは、その典型的な事例として、永井一郎『『ウェールズ法』の複数見解併記規定について—13世紀ウェールズの法状況瞥見—』をあげておきたい⁽²⁹⁾。現存する最古の「ウェールズ法」は、13世紀編纂の写本の形で複数伝来している。これらは、10世紀統一王権のもとで作成されたはずのテキストを共通の基盤としながらも、その後の分権状況を背景に、それぞれが地域的・時代的特質を反映した改変を施されているという。永井の仕事は、それらのうちで、北ウェールズの法状況を強く示している「イオルウェルス本」と、南西ウェールズの政治的利害を反映している「ブレギウリッド本」を取り上げ、それぞれに限定的に見られる複数見解併記規定を検討したものである。そして、ウェールズ統一国家形成を再度押し進めた北ウェールズで編纂された前者には、君主による統治方針の明確な表示と共に、古来の法も未だ有効性を持ちうるという認識も読みとれ、13世紀の交錯した社会状況が映し出されていた。他方、統合される側で作成された後者からは、地域差の強調による独自性の主張と、北ウェールズによる支配への抵抗姿勢が看取できる。一つの事項について複数の見解が記されるという13世紀「ウェールズ法」写本からは、背景となる政治的・社会的状況の解明を通じて、単独テキストながら豊かな歴史情報の読み取りが可能となるのである。

4. 考古学史料・図像の利用

史料論の深化に伴う歴史史料の拡大は、文字史料のみに関わることではない。これまで補助的かつ限定的にししか用いられてこなかった、考古学史料や図像史料が積極的に利用され、そこから独自の情報が引き出されてきている。最後にこうした業績に触れておこう。

吉武憲司「政治史資料としての貨幣—一二世紀イングランドの事例から」は、貨幣の持つ権力表象に着目することで、これをスティーブン治世の権力構造を解明する

ための史料としている⁽³⁰⁾。古銭学の成果を参照しつつ、貨幣の実際の製造・流通の状況をより客観的に示すとされる個別発見貨を取り上げ、その製造主体、製造時期、銘、分布に検討を加えて、以下のように議論を展開している。すなわち、従来はアナーキーと評価されてきたステューブン治世には、諸侯による造幣権の篡奪が見られ、貨幣制度の観点からしても、王権の独占が崩れるという特異な状況を確認して示している。しかしその場合でも、諸侯は自らの名前ではなく、ステューブンの銘で貨幣を製造した。そこからは、内乱の最中王が捕囚される事態に至っても、国王大権を尊重しようとする諸侯の意識が浮かび上がってくるという。吉武論文は、貨幣史料を社会的・政治的コンテクストに据えることで、イングランドにおける国王大権の強さを力説し、無政府状態というステューブン治世の単純な理解へ修正を迫ることに成功している。

図像史料を利用したものとして、山代宏道「バイユー＝タペストリーにみる文化的多元性」をあげておこう⁽³¹⁾。ノルマン征服後、その勝利を讃えるために制作されたとされる『バイユーの綴織』は、縦50センチ、長さ70メートルにも及ぶ、桁違いのスケールを誇る刺繍である。山代論文は、刺繍というスタイルとそのスケール、征服を物語る際に採用されたプロット、人物描写など、『綴織』を多角的に検討することで、制作者の意図に迫った。そこからは、征服の正当化という政治的プロパガンダと同時に、被征服者であるアングロ・サクソン人への配慮も伺える。また、征服者側が準備した内容を、実際に刺繍したのがアングロ・サクソン系住民と考えられることなどから、『綴織』は、キリスト教的世界観を背景としながらも、多様な原理を統合した作品であり、ここにこそ中世ヨーロッパの持っていた文化的多元性が表象されているという。

おわりに

本稿では、日本におけるイギリス中世史研究での史料をめぐる新しい動向を、アプローチの方法と成果とに着目しつつ、やや詳しく紹介してきた。各項目への分類は、それぞれの仕事を際だたせている特徴に注目して行ったが、実際には一つの仕事に複数の特質が見られる。また、ここで取り上げることでできた業績は限られているが、

それでも多様な性格の史料が検討対象とされていた。そしてこうした多様性にもかかわらず、それぞれの研究に共通する傾向を見出すことができ、それが今日の史料論を特徴づけているのである。以下、三点に整理してみよう。

第一に、史料そのものに対する関心と柔軟なまなざしが指摘できる。本稿で取り上げた諸論文の多くが、史料学での蓄積を利用しつつもその厳密な定義に拘泥せず、まずは目の前にある史料から出発して、それがなぜ作成されたのか、いかに機能したのかと問いかけることで、新たな歴史情報を手に入れることに成功している。

第二に、史料の被構築性についての認識は、もはや前提となっている。史料には、多かれ少なかれ、作成者の主観や現実認識が反映されているとする立場が、史料概念の柔軟化をもたらした一因でもある。この認識を共有したうえで史料を歴史学の素材とするためには、それを生みだした社会的文脈の解明が不可欠であり、これは本稿で紹介した業績のなかでは、他の多様な史料を利用しながら、作成者のおかれていた環境を可能な限り復元する作業として具体化されていた。特定の社会的文脈のなかに史料を据え、それから内容を検討することで、今度はその史料から過去をよりいっそう深く解明するための豊かな情報を汲み取ることができるのである。

最後に、こうしたテキストと社会的コンテクストとの往復作業から、歴史研究にいかなる知見が加えられているか、その成果を指摘しておきたい。まず、記録の保管や具体的機能、記録作成の視点を議論することで、それらを取りまく環境への理解を深化させた業績が見出せる。さらに記録の性格に関する従来の見解へ修正を迫るものもあり、これらは記録を歴史史料とするうえでの前提を準備する仕事といえる。そこからさらに議論を展開する業績も多く、領主による所領経営の姿勢や地域独自の社会構造、諸権力・諸地域の置かれた政治状況、法制度の展開、そして女性観に至るまでが考察の対象とされていた。結果として、イギリス中世史のおよそあらゆる側面で新しい知見が付け加えられると同時に、通説に対する効果的な批判も進められている。これらの業績により、ますます豊かできめ細かいイギリス中世像が描写されてきていることは確実で、この点にこそ、史料論研究の有効性を確認できるのである。

ただし、今回の研究動向整理では問題点も浮かび上がっていた。それは、歴史家が自ら利用する史料の系譜への関心が薄い面が見られたことで、特に聖人伝研究において筆者の目にとまった。史料論が実りある成果をあげていくためには、当然のことながら、伝来史料の体系的把握という意味での史料批判が基礎となる。伝統的な史料学と新しい史料論の生産的な融合が今求められていることを、改めて確認しておきたい。

註

- (1) この指摘は、高山博・池上俊一編『西洋中世学入門』（東京大学出版会、2005年）の「序論 西洋中世学の世界」、特に6～7頁を参照。
- (2) M. T. Clanchy, *From Memory to Written Record: England 1066-1307* (1979, 2nd edn., Oxford, 1993)
- (3) R. McKitterick (ed.), *The Uses of Literacy in Early Medieval Europe* (Cambridge, 1990)
- (4) P. J. Geary, 'Land, Language and Memory in Europe 700-1100', *Transactions of the Royal Historical Society* (1999), pp. 169-184
- (5) P. Wormald, 'Lordship and Justice in the Early English Kingdom: Oswaldslow Revisited', in W. Davies and P. Fouracre (eds.), *Property and Power in the Early Middle Ages* (Cambridge, 1995), pp. 114-136
- (6) 鶴島博和「文書の保管と伝来（文書庫ArchiveとカーチュラリCartularyの関係）」、朝治啓三編『西洋中世史資料の総合研究』（平成7年度～平成9年度科学研究費補助金研究成果報告書、1998年）、34頁
- (7) このシンポジウムの様子は、鶴島博和・春田直紀「『日英中世史料論』シンポジウム報告」『古文書研究』56（2002年）、97～112頁にまとめられている。
- (8) 直江真一「2003年回顧と展望」『史学雑誌』113-5、2004年、333頁
- (9) 國方敬司・直江真一編『史料が語る中世ヨーロッパ』（刀水書房、2004年）／藤井美男・田北廣道編著『ヨーロッパ中世世界の動態像－史料と理論の対話－森本芳樹先生古希記念論集』（九州大学出版会、2004年）
- (10) 岡崎敦「西欧中世史料論と現代歴史学」『九州歴史科学』31（2003年）、1～20頁／同「西洋中世史研究と史料論」『創文』456（2003年）、1～4頁
- (11) この指摘は、田中真理「中世初期アイルランド聖人伝にみられる奇蹟の型」『社会文化史学』40（1999年）、72頁。
- (12) アイルランド中世初期史研究における聖人伝利用の海外での動向は、田中美穂「七世紀アイルランドの聖人伝研究－主張・プロパガンダの記述の解釈をめぐる－」『西洋史学』199（2000年）、61～74頁が詳しい。
- (13) 田中美穂「アダムナーンの『聖コロンバ伝』における聖人像－聖人伝の執筆意図をめぐる－」『エール』20（2000年）、73～86頁
- (14) アダムナーンが描いたコロンバ像の特徴は、聖人の死後すぐに作成された俗語の詩での描写と比較することで、より明確になる。田中美穂「七世紀コロンバ崇敬の展開－俗語の詩における聖人像－」『エール』19（1999年）、144～149頁を参照。
- (15) 田中真理「中世初期アイルランド聖人伝にみられる奇蹟の型」『社会文化史学』40（1999年）、72～89頁
- (16) 安孫子郁子「ベータと『聖カスパート伝』－七～八世紀ノーザンブリアにおける聖カスパート崇敬を通じて」『史艸』41（2000年）、12～32頁
- (17) 田中真理「大陸のアイルランド聖女－『韻文聖ブリジッド伝』の叙述－」『史境』42（2001年）、65～84頁
- (18) 田中、前註（17）、66頁。田中は別稿で聖ブリジッド関係の三つの記録（『聖ブリジッド伝』、『第一聖ブリジッド伝』、『ベス・フリーデ』）を体系的に位置づける作業を行っている。同「中世初期の聖ブリジッド伝テキストの相関関係」『ケルティック・フォーラム』7（2004年）、20～30頁。しかしここでも、それぞれの記録に関して伝来している写本間の関係やオリジナルの復元作業については、明確に説明されていない。
- (19) 文書の一般的説明については、D. Whitelock, 'Introduction', in Do. (ed.), *English Historical Documents, I, c. 500-1042* (London & New York,

- 1955, 2nd edn., 1979), pp. 369-382を参照。
- (20) 文書を利用した研究は枚挙にいとまがないが、例えば欧米学界では、F. M. Stenton, *Anglo-Saxon England* (Oxford, 1943, 3rd edn., 1971)を参照。また、N. Brooks, 'Anglo-Saxon Charters: A Review of Work 1953-73; with a Postscript on the Period 1973-98' in Do., *Anglo-Saxon Myths: State and Church 400-1066* (London, 2000), pp. 181-215には、中世初期文書を史料とした研究の動向が整理されている。日本学界では、鶴島博和「<Rex Anglorum> 一十世紀イングランド統合王国の構造」『西洋史研究』19 (1990年), 146～159頁が、文書に記された王の称号の変化を追跡することで、10世紀イングランド王国の統合原理を明らかにしている。
- (21) 例えばイギリス学界では、中世初期文書を広くリスト化し、それぞれについて伝来している写本の系譜や真偽判断に関して、研究者の見解をとりまとめたP. H. Sawyer, *Anglo-Saxon Charters: An Annotated List and Bibliography* (London, 1968)がある。これは当該期の文書を対象とする研究での必携書となってきたが、最近では新たな成果を取り入れた改訂版も編纂され、オンラインで公開されている。The Electronic Sawyer, an online version of the revised edition of Sawyer's *Anglo-Saxon Charters* [S 1-1602], prepared under the auspices of the British Academy / Royal Historical Society, by S. E. Kelly. <http://www.trin.cam.ac.uk/sdk13/chartwww/eSawyer.99/eSawyer2.html>. また、古文書学的観点からの代表的研究には、P. Chaplais, 'Some Early Anglo-Saxon Diplomas on Single Sheets: Originals or Copies?', *Journal of Society for Archivists*, iii, no.7(1968), pp. 315-336などがある。他方、日本学界で、文書を始めとする史料の形式批判作業が本格化するの最近のことで、管見のものは本稿(本文および注)で取り上げている。
- (22) 鶴島, 前註(6), 34～37頁
- (23) 森貴子「アングロ・サクソン期文書における古英語の利用ーウスター司教座関連文書の検討からー」, 藤井・田北編著, 前註(9), 87～110頁
- (24) 中村敦子「ウィリアム征服王イングランド証書のな
かの「偽文書」ーウエストミンスター修道院宛証書からー」, 國方・直江編, 前註(9), 103～122頁
- (25) 中村敦子「バトル修道院年代記にみられる証書の利用」『史林』86-3 (2003年), 122～140頁
- (26) 鶴島博和「ロチェスタ・ドゥームズデイ・ブック(Rochester Domesday Book)ーその系統的解明と編集ー」, イギリス中世史研究会編『中世イングランドの社会と国家』(山川出版社, 1994年), 367～416頁
- (27) 藤本太美子「一二世紀末ラ・トリニテ修道院のカルチュレールをめぐってークロス=チャンネル・エステイトの構造解明のためにー」『史学』70-3・4 (2001年), 101～133頁。また、文書集成の形式学的研究として、鶴島博和「*Textus Roffensis*の構成ー古文書学的視点から」『熊本大学教育学部紀要』41 (1992年), 1～38頁; 都築彰「13世紀のラムジ修道院カーチュラリ」『佐賀大学文化教育学部研究論文集』10-2 (2006年), 73～88頁がある。
- (28) 直江眞一「『グランヴィル』の伝来状況ー法書の法的性格をめぐってー」, 國方・直江編, 前註(9), 35～52頁。また、同「13世紀後半イングランドの裁判実務書ー『ルフィールド本』を中心としてー」, 藤井・田北編著, 前註(9), 165～187頁は、ルフィールド修道院に由来する所領経営実務のための写本集について、やはりその構成に注目して検討を加え、写本集作成者の関心と地方における法実務のあり方を明らかにしている。
- (29) 永井一郎「『ウェールズ法』の複数見解併記規定についてー13世紀ウェールズの法状況瞥見ー」『國學院経済学』48-3・4 (2000年), 27～60頁
- (30) 吉武憲司「政治史資料としての貨幣ー一二世紀イングランドの事例から」『歴史と地理』544 (2001年), 1～15頁
- (31) 山代宏道「バイユー=タペストリーにみる文化的多元性」, 原野昇ほか著『中世ヨーロッパ文化における多元性』(溪水社, 2002年), 7～44頁
- [付記] 本稿は、平成17年度文部科学省科学研究費補助金による研究成果の一部である。

